

平成30年

## 第2回定例輪之内町議会会議録

平成30年6月7日 開会

平成30年6月14日 閉会

輪之内町議会

## 第 2 回定例輪之内町議会会議録目次

### 6月7日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
欠員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案上程	3
町長提案説明	4
議第25号（提案説明・質疑・委員会付託）	5
議第26号及び議第27号（提案説明・質疑・委員会付託）	7
議第28号（提案説明・質疑・討論・採決）	12
散会	16

### 6月14日

議事日程	17
本日の会議に付した事件	17
出席議員	17
欠席議員	17
欠員	17
説明のため出席した者	17
職務のため出席した事務局職員	18
開議	19
諸般の報告	19
一般質問	19
2番 古田東一議員	19
1番 上野賢二議員	24
9番 森島正司議員	29

輪之内体育センター大規模改修工事特別委員会の設置について .....	37
議第25号から議第27号まで（委員長報告・質疑・討論・採決） .....	38
閉会 .....	42
会議録署名議員 .....	43

平成30年6月7日開会 第2回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

平成30年6月7日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案上程
- 日程第5 町長提案説明
- 日程第6 議第25号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議第26号 平成29年度輪之内町水道事業の決算の認定について
- 日程第8 議第27号 平成29年度輪之内町水道事業の剰余金処分について
- 日程第9 議第28号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

日程第1 から日程第9 までの各事件

○出席議員（8名）

1番	上野賢二	2番	古田東一
4番	高橋愛子	5番	小寺強
6番	田中政治	7番	北島登
8番	森島光明	9番	森島正司

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 経営戦略課長	荒川浩	調整監 (産業・建設)兼 産業課長	中島智
会計管理者兼 総務課長兼 危機管理課長	田中久晴	建設課長	近藤豊和
教育課長	中島良重	土地改良課長	田内満昭

税務課長兼  
会計室長 伊藤早苗  
福祉課長 菱田靖雄

住民課長 野村みどり

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中島広美

議会事務局 西脇愛美

(午前9時00分 開会)

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員は8名です。全員出席でありますので、平成30年第2回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（田中政治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定により、議長において、4番 高橋愛子君、7番 北島登君を指名いたします。

---

○議長（田中政治君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から6月14日までの8日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から6月14日までの8日間と決定をいたしました。

---

○議長（田中政治君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定により、監査委員から平成29年度、平成30年度4月分に関する出納検査結果報告がありました。

町長から地方自治法第243条の3第2項の規定により、輪之内町土地開発公社の平成30年度事業計画及び平成29年度決算書類の提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（田中政治君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（田中政治君）

日程第5、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

### ○町長（木野隆之君）

おはようございます。

6月に入り、梅雨の季節となりました。議員各位におかれましては、ますます御健勝のこととお喜びを申し上げます。

本日、ここに平成30年第2回輪之内町定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用の中を御出席賜り、御苦労さまでございます。

さて、国政では、今国会の最重要課題と位置づける働き方改革関連法案が去る5月31日に衆議院で可決され、6月4日から参議院での審議に入ったところであります。

法案の柱の一つで高収入の一部専門職を労働時間規制から外す、いわゆる高度プロフェッショナル制度、ちまたでは高プロと言われているものですが、それにつきましては長時間労働を助長する懸念があるとしておりますけれども、この部分のみに質問が集中し、残業時間の上限規制など、他の柱については議論が深まっていないのではないかと指摘もあり、参議院での有意義な審議が期待される場所でもあります。

また、森友・加計学園問題の国会審議について、与党からも幕引きを意識してか、堂々めぐり、水かけ論といった声も出始めております。

一方、9月に控えております自民党総裁選を意識してか、自民党内からも証人喚問に応じるべきとの声も上がっており、国会審議は予断を許さない状況となっております。

また、外交に目を向けますと、来る12日には米朝首脳会談がシンガポールで開催されることが正式に決定されました。日本としても、北朝鮮の完全で検証可能かつ不可逆的な方法での非核化、そして拉致問題の解決に向け、米国、韓国との共同声明を発表したところではありますが、この首脳会談が全世界の平和の実現の礎になることを期待するものであります。

昨今、日大アメフト部の騒動、森友・加計問題など、こうした報道を見ると、大人が堂々と虚偽と思われる答弁や言いわけ、不誠実な対応をしているように見受けられます。そうすることが大人の対応と、ある意味、開き直っているようにも感じられます。このような状況を、今の子供たち、若い世代がどのように感じるのでしょうか。いま一度、我々も大人として誠実な生き方を再認識する必要があるのかもしれない。

それでは、本日提出させていただきました補正予算1件、決算認定等2件、条例改正1件の合計4件の議題について、順次提案理由を説明させていただきます。

議第25号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,856万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億2,444万円と定めるものであります。



補正予算の概要につきまして、まず歳出から御説明をいたします。

総務費につきましては、2事業所分の企業立地促進奨励金交付事業交付金が去る5月8日に確定いたしましたので、不用額1,901万1,000円を減額計上するものでございます。

続いて、農林水産業費につきましては、土地改良課において、これまでは時間外勤務手当の支給対象職員はおりませんでした。4月の人事異動により2名が対象になったことにより、45万1,000円を追加計上するものであります。

一方、歳入につきましては、歳出の減額により財源不足額が1,856万円解消できたことにより、財政調整基金繰入金を1,856万円、同額の減額計上するものでございます。

次に、議第26号 平成29年度輪之内町水道事業の決算の認定につきましては、平成29年度において給配水施設の維持修繕などの工事を行うとともに、清浄かつ低廉な水の安定供給と経費の節減等、健全経営に努めた結果、事業収益1億2,503万5,000円、事業費用9,876万6,000円となり、損益計算による当年度純利益は2,626万9,000円となりました。

一方、資本的収支につきましては、収入が2,127万5,000円に対し、支出は、下水道工事に伴う配水管の布設がえなどの工事及び企業債償還金で1億3,139万3,000円となり、1億1,011万8,000円の不足が生じたので、過年度分損益勘定留保資金、当年度分減債積立金、建設改良積立金及び消費税資本的収支調整額で補填をいたしたところであります。

議第27号 平成29年度輪之内町水道事業の剰余金処分につきましては、地方公営企業法の規定に基づき、当年度未処分利益剰余金2億9,499万2,693円のうち、2,053万6,525円を減債基金に、572万3,936円を建設改良積立金に積み立て処分をしようとするものでございます。

次に、議第28号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、今年度から国保財政の運営主体が県になり、国保事業費納付金が新設されるなど、国民健康保険制度が改正されたことは御案内のとおりでございます。この制度改正により、財源となる国民健康保険税と特別会計全体の運営を鑑みて、国民健康保険税額の変更が必要であると判断したところであります。

具体的には、当該制度の安定運用を実施するため、応益割と応能割の適正な比率を試算の上、改定すべく国民健康保険税額の改正をしようとするものでございます。

議案につきましては以上でございます。御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

---

## ○議長（田中政治君）

日程第6、議第25号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、議第25号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

お手元に配付の議案書1ページをお開きください。

議第25号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）。平成30年度輪之内町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,856万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億2,444万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年6月7日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

2ページから3ページの第1表は、先ほどの第1条にございました今回の補正額を款項別にまとめたものでございます。

それでは、まず歳出の補正予算について御説明を申し上げます。

お手元に配付の平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）。

歳入歳出補正予算事項別明細書、4ページをお開きください。

款2.項1.目9.企画費の1,901万1,000円の減額は、企業立地促進奨励金交付事業交付金の2事業所分が5月8日に確定いたしましたので、不用額を計上するものでございます。御案内のように、当該交付金は、産業の振興及び雇用の創出を図るため、製造業及び情報通信業の企業立地の際に、企業立地促進奨励金及び雇用促進奨励金を交付する制度を設けておりますが、具体的には、操業開始に伴い、新たに取得した土地及び建物、償却資産に賦課した固定資産税相当額を操業開始後初めて賦課した年度から3年間、奨励金を交付するものでございます。今回は、28年度に企業立地促進措置指定を行った2つの事業所の2年目となる工場等設置奨励金の額が確定したことにより、不用となる額を計上するものでございます。

次に、5ページをお開きください。

款5.項1.目8.農地総務費の45万1,000円は、時間外勤務手当の支給対象職員は、これまでおりませんでしたけれども、4月の人事異動により2名が対象になったことにより追加計上するものでございます。

続きまして、歳入の補正予算について御説明を申し上げます。

3ページをお開きください。

款17.項1.目1.財政調整基金繰入金の1,856万円の減額は、歳出の減額によりまして財源不足額が1,856万円解消できたことにより減額計上するものでございます。

以上で、議第25号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わり

ます。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第25号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第25号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

○議長（田中政治君）

日程第7、議第26号 平成29年度輪之内町水道事業の決算の認定について及び日程第8、議第27号 平成29年度輪之内町水道事業の剰余金処分についてを一括議題といたします。

建設課長から議案説明を求めます。

近藤豊和君。

○建設課長（近藤豊和君）

それでは、お手元に配付してございます平成29年度輪之内町水道事業会計決算書により御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

議第26号 平成29年度輪之内町水道事業の決算の認定について。地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により議会の認定を求める。平成30年6月7日提出、輪之内町長。

2ページをお願いいたします。

議第27号 平成29年度輪之内町水道事業の剰余金処分について。地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により議会の議決を求める。平成30年6月7日提出、輪之内町長でございます。

それでは、説明に入らせていただきます。目次を挟みまして、資料の1ページをお開

きください。

平成29年度輪之内町水道事業決算報告書でございます。この報告書には消費税を含んでおります。なお、金額については決算額のみとさせていただきます、詳細につきましては、後ほど21ページの収益費用明細書によって御説明をさせていただきます。

(1)収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款水道事業収益、総額1億3,537万6,846円でございます。内訳は、営業収益1億1,568万9,865円と営業外収益1,968万6,981円でございます。

下段の支出につきましては、第1款水道事業費1億70万3,817円でございます。内訳は、営業費用9,325万1,358円、営業外費用745万2,459円、予備費については支出はございませんでした。

次に、2ページ、資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款資本的収入2,137万7,000円でございます。内訳は、工事負担金137万7,000円、補償金2,000万円でございます。

支出でございますが、第1款資本的支出1億4,028万5,941円でございます。内訳は、建設改良費1億2,014万6,180円、企業債償還金2,013万9,761円でございます。

欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億1,890万8,941円は、過年度分損益勘定留保資金7,763万7,389円、当年度分減債積立金2,013万9,761円、建設改良積立金1,382万2,632円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額730万9,159円で補填いたしました。

3ページをお開きください。平成29年度輪之内町水道事業損益計算書でございます。この損益計算書の後の資料については、消費税は含まれておりません。

営業収益から営業費用の差し引き額でございますが、営業収益は1億719万5,803円、営業費用9,131万3,706円、営業利益は、差し引き1,588万2,097円となりました。

次に、4ページでございますが、営業外収益1,783万9,627円、営業外費用745万2,459円、差し引き1,038万7,168円でございます。したがって、経常利益及び当年度純利益につきましては、先ほどの営業利益と営業外費用を加えました2,626万9,265円になりました。

5ページをお開きください。平成29年度輪之内町水道事業剰余金計算書でございます。

左のほうから、資本金及び資本剰余金については、当該年度は移動がございませんので同額でございます。

利益剰余金につきましてはでございますが、減債積立金、建設改良積立金は、議会議決の処分額について、先ほどの建設改良の不足金に充てるため取り崩しを行いましたので差し引きゼロ円ということで、未処分利益剰余金のうち、当年度純利益剰余金2,626万9,265円を加えました剰余金の合計は2億9,499万2,693円になり、資本合計といたしましては8億5,221万9,010円となりました。

6 ページをお願いいたします。平成29年度輪之内町水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

未処分利益剰余金のうち、議会の議決を経て処分する額につきましては、当年度純利益2,626万9,265円のうち2,626万461円を処分するもので、減債積立金に2,053万6,525円、建設改良積立金に572万3,936円を、それぞれ積み立てようとするものでございます。

7 ページをお開きください。平成29年度輪之内町水道事業貸借対照表でございます。

資産のうち、固定資産年度末残高14億9,366万1,911円の詳細につきましては、24ページの固定資産明細書に再掲しております。

また、2の流動資産のうち、未収金貸倒引当金につきましては、前年度より8,804円の減少で694万1,752円となり、未収金の残高といたしましては1,066万954円となりました。

次に、8 ページ、負債の部でございます。

固定負債につきましては、企業債と引当金で総額3億4,159万1,613円、流動負債、企業債につきましては翌年度償還分でございます。未払金及び引当金の合計で7,418万4,832円、5の繰延収益につきましては5億4,890万933円となりました。

負債の合計でございますが、9億6,467万7,378円でございます。

資本の部でございます。

資本金は、昨年度と同額の5億4,999万1,517円でございます。

剰余金につきましては、資本剰余金と利益剰余金の合計で3億222万7,493円となりました。

続きまして、9 ページから10 ページは注記でございますが、決算書の作成に関する重要な会計方針に係る事項や、取引にかかわる処分方法及び引当金等についての説明事項でございます。

12 ページをお開きください。平成29年度輪之内町水道事業報告書でございます。

概況につきましては、営業内容といたしましては、事業収益1億2,503万5,000円で、前年度と比較すると280万9,000円の減額、事業費用は9,876万6,000円で、前年度と比較すると630万1,000円の増額となります。損益計算書による純利益は2,626万9,000円になりました。

資本的収支については、収入2,127万5,000円に対し、支出は1億3,139万3,000円となり、不足額1億1,011万8,000円は、留保資金で補填いたしました。

次の13 ページでございますが、工事の概況でございます。

工事につきましては、上段の南波水道管布設がえ工事から下段の楡俣北部その3水道管布設がえ工事までで9工事、1億1,190万4,200円でございますが、中段あたりの第1水源地エアコン取りかえ工事以外の工事につきましては、全て下水道関連の工事でございます。

14ページをお願いいたします。保存工事でございますが、主に修繕工事でございます。主なものでございますが、水源地の点検整備につきましては、第2水源池の自家発電機バッテリーの交換及び旧水源地のフェンスの改修でございます。

15ページ、業務でございますが、業務量の中で年間給水量は、平成29年度119万9,915立米で、前年度より2万2,679立米の減少となっております。

下段の事業収入に関する事項につきましても、先ほどの年間給水量の減少により給水収益が平成29年度1億600万8,000円と、167万1,000円の減少をしておるところでございます。

16ページをお開きください。事業費に関する事項で主な増減についてでございますが、表の2行目、配水及び給水費の増減380万2,000円の増額につきましては、8年に1度のメーター更新が、昨年度、大藪地区で実施されたことにより増加しているものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。平成29年度輪之内町水道事業キャッシュ・フロー計算書でございます。

この計算書は、主に企業活動によって実際に得られた収入から外部への支出を差し引き、手元に残る資金の流れを示しています。

業務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、当年度純利益2,626万9,265円から下段の利息の支払い額737万8,385円までの合計額で1億2,134万9,977円でございます。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、資産に係る主に配水管の布設がえ工事等でございますが、9,146万21円の減少でございます。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、企業債の償還元金による支出2,013万9,761円でございます。

当期の増減といたしまして775万195円、資金の期末残高は3億1,247万4,724円となりました。

21ページをお願いいたします。平成29年度輪之内町水道事業会計収益費用明細書でございます。主な内容について説明させていただきます。

まず、収益的収入でございますが、水道事業収益といたしまして1億2,503万5,430円でございます。

営業収益につきましては、給水収益の1億600万7,928円は料金収入でございます。

その他営業収益では、一般会計負担金100万円、これは消火栓維持管理等に係る一般会計からの負担でございます。雑入の16万7,875円につきましては、下水道のメーター検針費用の負担分でございます。

営業外収益につきましては、預金利息が36万6,698円、長期前受金戻入1,746万4,023円につきましては、加入負担金や補償金等の減価償却費相当額をその財源ごとに振り分けた金額でございます。

22ページをお開きください。収益的支出でございますが、水道事業費は9,876万6,165円でございます。

内訳といたしまして、営業費用、原水及び浄水費のうち、動力費1,018万6,581円は、水源地での電気代でございます。

配水及び給水費につきましては、委託料265万6,351円は、水道管理システムの更新業務委託料等で、修繕費678万7,640円は、先ほど16ページで説明申し上げましたメーター器の交換分499万9,710円を含んでおります。

総係費の主なものにつきましては、職員の給料等でございます。

23ページ、減価償却費でございますが、このうち無形固定資産減価償却費77万3,000円につきましては、会計ソフトの導入に対する減価償却でございます。

営業外費用の雑支出で7万4,074円につきましては、先ほど収入のほうで申し上げました、100万円の一般会計からの負担金に対する消費税相当額分でございます。

最後になりますが、平成30年5月25日に輪之内町監査委員さんの監査を受けておりますので、意見書の添付をさせていただいております。

以上、水道事業の決算及び剰余金処分についての説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○議長（田中政治君）**

これから一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第26号及び議第27号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第26号 平成29年度輪之内町水道事業の決算の認定について及び議第27号 平成29年度輪之内町水道事業の剰余金処分については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

**○議長（田中政治君）**

お諮りします。

ただいま総務産業建設常任委員会に付託しました議案につきまして、会議規則第46条

第1項の規定によって6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと  
思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（田中政治君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第25号から議第27号までについては、6月13日までに審査を終了する  
よう期限をつけることに決定をいたしました。総務産業建設常任委員長は、6月14日に  
委員長報告をお願いいたします。

---

**○議長（田中政治君）**

日程第9、議第28号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを  
議題といたします。

税務課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

**○税務課長兼会計室長（伊藤早苗君）**

それでは、議案書の5ページをお開きください。

議第28号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。輪之内町国  
民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成30年6月  
7日提出、輪之内町長。

それでは、御説明申し上げます。

本議案は、議案提出に際しまして、6月5日開催されました国保運営協議会におきま  
して御審議をいただいております。

今回の輪之内町国民健康保険税条例の改正につきましては、国民健康保険制度の改革  
により財政運営の責任主体が県となり、県が県全体の医療給付費等の見込みを立て、各  
市町村の国保事業費納付金額を決定しておりますので、その納付金に要する費用等に充  
てるため、保険税の税率を見直す改正でございます。所得割額、均等割額、減額の改正  
となっております。

それでは、お手元の新旧対照表で主な改正につきまして御説明させていただきたいと  
思います。

新旧対照表の1ページをお開きください。

初めに、第3条、国民健康保険の被保険者に係る所得割額でございますが、率の引き  
下げを行っております。従来の「100分の8.17」から「100分の7.83」ということで、  
100分の0.34の減となっております。

次に、第4条、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額につきましては、従  
来の「4万1,800円」が「4万200円」ということで、1,600円の減となっております。



次の第6条、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額でございますが、従来の「100分の2.99」が「100分の2.89」ということで、100分の0.1の減となっております。

次に、第7条、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額でございますが、従来の「1万4,800円」が「1万4,100円」ということで、700円の減となっております。

次に、2ページをお開きください。

第8条、介護納付金課税被保険者に係る所得割額でございますが、従来の「100分の2.88」を「100分の2.59」ということで、100分の0.29の減となっております。

次に、第9条、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額でございます。従来の「1万7,600円」が「1万5,000円」ということで、2,600円の減となっております。

今まで御説明いたしました全体としては、均等割額の合計は7万4,200円が6万9,300円ということで、4,900円の減となっております。

また、所得割額の合計につきましては、100分の14.04から100分の13.31ということで、100分の0.73の減となっております。

次に、減額について御説明申し上げます。

第23条、国民健康保険税の減額でございます。軽減につきましては3通りございまして、7割軽減、5割軽減、2割軽減がございます。7割軽減は、所得が33万円を超えない世帯が該当し、先ほど御説明いたしました均等割額の7割を減額するものでございます。5割軽減につきましては、27万5,000円掛ける被保険者数プラス33万円を超えない世帯が該当し、均等割の5割を軽減するものであります。また、2割軽減につきましては、49万円掛ける被保険者数プラス33万円を超えない世帯が該当し、均等割の2割を軽減するものでございます。そして、この7割、5割、2割軽減ともども条例の中でア、イ、ウとありまして、アが医療分、イが後期高齢者支援分、ウが介護分となっております。

まず、下のほうの第23条の第1号は7割軽減のことでございまして、均等割額をアの医療分につきましては「2万9,260円」を「2万8,140円」に、同じく次のページになりますが、イの後期高齢者支援分につきましては「1万360円」を「9,870円」に、同じくウの介護分につきましては、「1万2,320円」を「1万500円」に変更するものとなっております。

次の第2号につきましては5割軽減のことでございまして、均等割額をアの医療分につきましては「2万900円」を「2万100円」に、イの後期高齢者支援分につきましては、均等割額「7,400円」を「7,050円」に、ウの介護分についても、均等割額「8,800円」を「7,500円」に変更となっております。

第3号につきましては2割軽減のことでございます。次の4ページになりますけれど

も、均等割額をアの医療分が「8,360円」を「8,040円」に、イの後期高齢者支援分については「2,960円」を「2,820円」に、ウの介護分につきましては、「3,520円」を「3,000円」に変更となっております。

最後に、議案のほうに戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

下のほうでございますが、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行させていただきます、適用区分ということで、改正後のこの条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税につきましては、従前の例によるということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

**○議長（田中政治君）**

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

**○議長（田中政治君）**

9番 森島正司君。

**○9番（森島正司君）**

今回は国保税が減額になるというふうに解釈しましたけれども、この減額になる理由はどういうようなことがあるのかということ、それと1人当たりの保険税額というのは今回の改正で幾らになるのかということをお伺いしたいと思います。

**○議長（田中政治君）**

税務課長 伊藤早苗君。

**○税務課長兼会計室長（伊藤早苗君）**

まず、減額になる理由ということでございますが、今回、昨年度と同率でその所得について試算した結果でございますが、住民税で賦課する全体の所得も少し上がっております。国保税に加入されている方の1人当たりの所得も少し上がっております。そして、県のほうから求められる納付金のほうをいろいろ試算しました結果、前年度と同率で試算した結果が980万円ほど多くなりましたので、その分を引き下げるという結果になりました。

それから、1人当たりの保険税でございますけれども、平成29年度の本算定では、1人当たりの税額が11万5,431円でございます。それで、今回の試算によりますと10万9,574円で、1人当たり5,857円の減額ということになります。以上です。

**○議長（田中政治君）**

ほかに質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

**○議長（田中政治君）**

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今年度から国保の運営が県になるというようなことで、県のほうから要求のある納付金額を納める。そのために、それに応じた保険料率を算定してやるということになると思うんですけども、その県のほうからの納付金額が少なくなったということなのか。

実際の医療の実態、医療の動向については前年度と比べてどういう傾向にあるのか、横ばいなのか、減少傾向なのか、増加傾向なのか、医療費の実態ですね。その辺はどのように見込んでおられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中政治君）

税務課長 伊藤早苗君。

○税務課長兼会計室長（伊藤早苗君）

今の医療費の今後の状況ということですが、医療費につきましては、今後も緩やかであるかもしれませんが、上昇すると思われます。最近では最新医療による治療とか新薬等が保険適用となりまして、県全体でも医療費の増加が見込まれると思いますけれども、県では市町村ごとの医療費の水準、所得水準を考慮して保険事業の納付金の額を決定しておりますので、その納付金に要する費用を保険税でお願いするということとなります。

この制度は新制度への移行段階でございますので、この制度が安定して、また今後、さらに国保税を見直す機会があれば、またそういうふうに適切に対応していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑ありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

本当はこれは委員会付託になれば、委員会のほうでもう少しお伺いしたかったんですけども、委員会付託になっておりませんのでう少しお伺いしたいと思いますが、町民の所得そのものは上がっているのか、少なくなっているのか。

町民の所得が少なくなってくれば、保険税収も前年度並みであっても少なくなるはずですが、これは確定申告が行われて、それに基づいて計算されたものというふうに思うわけですが、その町民所得というのは、今の国保関係者の所得というのはどのような推移になっているかということもちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（田中政治君）

税務課長 伊藤早苗君。

○税務課長兼会計室長（伊藤早苗君）

今のは住民全体の所得はどうなっているかということの御質問かと思えます。平成30年度、去年中の所得は、住民税の所得状況によりますと、昨年度より全体の所得は1.47%伸びております。また、国保加入者の全体の所得につきましては、加入者全体は、加入者が少なくなっておりますので、全体として所得は下がっておりますけれども、1人当たりの所得が伸びております。若干、5,000円ほどですが、少し伸びておる状況でございます。以上でございます。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

これから議第28号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで討論を終わります。

これから議第28号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第28号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中政治君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会をします。

定例会最終日は午前9時までに御参集願います。

本日は大変御苦勞さんでした。

（午前9時55分 散会）

平成30年6月7日開会 第2回定例輪之内町議会

第2号会議録 第8日目

平成30年6月14日

○議事日程（第2号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 輪之内体育センター大規模改修工事特別委員会の設置について

日程第4 議第25号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）

議第26号 平成29年度輪之内町水道事業の決算の認定について

議第27号 平成29年度輪之内町水道事業の剰余金処分について

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設）

（平成30年第2回定例町議会付託事件）

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4までの各事件

○出席議員（8名）

1番	上野賢二	2番	古田東一
4番	高橋愛子	5番	小寺強
6番	田中政治	7番	北島登
8番	森島光明	9番	森島正司

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 経営戦略課長	荒川浩	調整監 (産業・建設)兼 産業課長	中島智
会計管理者兼 総務課長兼 危機管理課長	田中久晴	建設課長	近藤豊和
教育課長	中島良重	土地改良課長	田内満昭
税務課長兼 会計室長	伊藤早苗	住民課長	野村みどり

福 祉 課 長 菱 田 靖 雄

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中 島 広 美

議会事務局 西 脇 愛 美

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員は8名です。全員出席でありますので、平成30年第2回定例輪之内町議会第8日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（田中政治君）

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第25号から議第27号までについての審査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（田中政治君）

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

会議規則により質問は3回までといたします。

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

若さあふれる世代の出馬を期待する。

若い世代が地方政治に関心を持ち、携わり、斬新な知恵を出してもらうための制度改革を提案いたします。

来年は平成時代最後の統一地方選挙の年ではありますが、輪之内町は新元号を迎えての初の自治体選挙になりそうで、それなりに全国的にニュースとなり、関心と呼ぶものと思われま

す。町長、我々議員も、余すところ任期は残り1年であり、勇退時期を見据えて思案している人、お互いそれぞれに身を引き締めてかからなければなりません。

年中無休の町長におかれては、やり残している仕事が多々あるかと思いますが、本年、あるいは来期は仕上げの段階に入るときであります。3月議会の際、それなりの決意を述べられておりましたが、いま一度、町民に具体的施策を語りかけてください。

昭和29年、輪之内町誕生から平成へと町史を振り返ってみますと、歴代町長の中で弱冠33歳で浅野拓氏が町長につき、木野町長は小学1年生のころであったと思います。そのころ、浅野氏は、県会議員、議長を経て参議院議員となり、町の発展には道路の整備が一番必要と訴え、42歳の若さで後を引き継いだ当時の増田博町長とコンビを組んで、地価高騰時代の難題の多いときに南北の幹線道路となる219号線、220号線の整備に、東



西線の30号線の開通と地域のために尽力され、47年には、町長は岐阜県に奉職されて一、二年ごろだと思えます。福東大橋の架橋開通と、大藪大橋の架橋促進と、現庁舎敷地の購入と、昨今では、近辺他自治体に比べ駐車場の整った庁舎はありません。

それに比べてその他の町長は、私の知り得る限り、定年退職後の再就職者ばかり、大変失礼ではありますが、第二の人生、腰かけ気分の人ばかりでありました。現木野町長のことを申し述べているのではありません。長年の行政経験を生かして挑戦していただくのは、一概に悪いとは言いません。

そこで、停滞する地方行政に活を入れるべく、町長、議員ともども若さあふれる世代の台頭が望まれるところであります。住民からは、清新でフレッシュな人材の登場が期待されているところであります。それには、子育て世代の若武者には歳費が低過ぎる嫌いがあります。年中無休、休みなく働く町長には90万円前後、子育て世代、働き盛りの若者には収入の確保が必要であり、満50歳以下の議員当選者に限り30万円程度の議員報酬が妥当かと考えますが、来期からの報酬体制の変更条例案を提案なさってはいかがですか。人口形態も輪之内町と同程度で九州・長崎の小値賀町では、既に実施している自治体があります。

楡俣北部の基盤整備と四郷南部の整備、養老大橋のめどをつけてからの退陣を願うものであります。私、個人的には楡俣大橋も机上にのせていただきたいものですが、養老大橋については架橋位置も定まっていないようで、取りつけ道路や東に延びる計画路線も手つかずのようであり、極めて遺憾であります。かけ声だけでは橋はかかりません。具体的に今後どう進めるか、ビジョンをお示しください。福東大橋、大藪大橋の架橋に至った経緯を参加にして進めてください。

次に、町長の補助金請求についてであります。

輪之内町地域公共交通会議が先般開かれているようでありますが、町長に会長（町長）が補助金を請求するシステムについて、町長権限が集中し過ぎていると考えます。他の人、副会長とかほかの委員に会長職を譲っても、業務、事業に何ら支障はないはずで、この際、会議設置要綱の見直しを図るべきではないか、お尋ねいたします。

ほかにも同様な会議要綱、町長が会長やら委員長が幾つかあると思えますが、補助金の出ている同様なケースの団体例があればお答えください。以上であります。

#### ○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

#### ○町長（木野隆之君）

それでは、古田東一議員から若さあふれる世代の出馬を期待するということで、報酬にかかわる提案のほか、新養老大橋の架橋、そして町長の補助金請求についての質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

議員からは、町長、議員、お互いが任期の最終年度を迎え、身を引き締めてかからな

ければならないとの御発言がございましたが、まさしくそのとおりで、そのことについて意見を異にするものではございません。やり残した課題というよりも、次々と生じる新課題に取り組んでおります私への激励とも解させていただきました。

私自身、全ての町民の方の幸せ実現のために、今後も全力を傾注してまいります。

その中で、いま一度、町民に具体的施策の説明をとの要請でありますので、要約して説明をさせていただきます。

いろんな施策をやっておりますけれども、まず企業誘致でございます。御案内のように、昨年10月に東海環状道西回りルートにおいて養老ジャンクションから養老インターチェンジの間の供用開始、そして今年3月24日の安八スマートインターチェンジの供用開始等、交通インフラが大きくさま変わりしたことは、当町にとっても地域発展の絶好の機会と捉えておりますので、引き続き企業誘致を推進していくことを掲げております。

次に、（仮称）新養老大橋の架橋についてでございます。後ほど述べますけれども、これは私がかねてから強い思い入れのある事業でございますので、今打てる手段、やるべき協議について努力を惜しまない覚悟でございます。

次に、公共施設の長寿命化対策でございます。これについては多額の経費を要しますので、財政計画等を踏まえながら、昨年度策定しました公共施設等総合管理計画により、将来展望を見据えながら、適時・的確に改修を進めてまいります。

次に、教育についてでございます。これからますます進むであろうグローバル化の時代に対応できるよう、英語教育の充実を進めてまいります。生きた英語のコミュニケーション能力の向上を図り、輪之内町の子供が将来、世界中を股にかけて活躍できる人材が生まれることを期待しております。

そして、最後に、安全・安心の実現でございます。現在、災害に対する備えとして、目に見える形で大吉新田地内に防災拠点の整備を進めております。

それ以外にも、ソフト事業として、過去2カ年で防災士の養成講座を開催、そして今年度は中学生の防災士養成講座を計画しております。これらの共通項として、町民の皆様の防災意識の高揚を図ることを目的に実施しているところであります。いざというときのため、自助・共助・公助が機能的に働き、被害を最小限に食い止めることができるよう、町民の皆様とともに考えながら進めてまいります。

以上が現在進めております施策の一端でございますが、最終的に町民の皆様が自分の住む、この輪之内町を誇りに思えるよう、また輪之内町出身者であることを誇りに思えるまちづくりに邁進してまいります。

さて、議員からは満50歳以下の議員報酬と町長給与に関する御意見をいただきました。議員報酬の改定は、御承知のとおり、平成28年第4回定例議会において可決をいただき、平成29年4月より改定をいたしたところであります。

言うまでもなく、議員報酬等は本質的にその職務に応じて支払われるべきものと考え

ておりますが、議決の当事者及び議案提出の当事者に関することを条例で定めるものであることから、議員報酬の額に関する条例を議会に提出する場合は、特別職報酬等審議会に諮問し、意見を聞くことになっております。

この審議会は、町の諮問機関として、一般的には額の変更に値する経済状況の変化、職員給与の改定、類似団体等の額の見直し等があった場合に諮問することとしております。

また、年齢により議員報酬を区分してはどうかという議員の御発言がございました。この御意見の背景につきましては、若い世代が町政に参加しやすくなるという意味においてはわかりやすい御意見だと思えますけれども、同じ権限、同じ仕事の議員である限り、年齢により報酬に差をつけることは、慎重な検討を要するものと考えております。

参考までに、御質問の中にごございました50歳以下の議員報酬を増額した自治体、議員もおっしゃってございました長崎県の小値賀町の例でございます。この事例を岐阜県町村議会議長会へ照会いたしましたところ、確かに平成27年3月に条例を制定したとのことでしたが、報酬目当てではないか等の批判があり、今年3月に廃止をされたと聞いております。

いずれにいたしましても、町政に関心を持ってもらうため、町民の信頼と期待に応える議会本来の機能を発揮していただくことが魅力ある議会に向けた取り組みになると考えております。

次に、新養老大橋の位置、計画路線の予定箇所等についてお答えをさせていただきます。

まず、橋の位置と計画路線の通過箇所についてであります。既に3市町の都市計画マスタープランの中で基本的な位置づけをしているところであります。養老町内の東海環状道養老インターチェンジから県道養老・平田線を東へ延伸した牧田川、揖斐川に架橋し、輪之内町内では、大吉新田、海松新田、中郷新田を經由し、下大樽新田の大樽川までを、海津市内では輪中公園から南濃大橋を結ぶルートとなっております。

今後は、路線の都市計画決定への働きかけを含めて関係市町で協力しながら計画的に要望してまいります。

適時・的確な要望が架橋実現に有効であることは論をまちません。福東大橋、大藪大橋の架橋実現に至る活動も、当然のことながら参考にできることは参考にしております。

どのような事業においても財源の確保が重要な要素でございますが、この架橋事業は、県事業として実施をお願いしております。したがって、県の土木予算確保いかんが事業実施の鍵になる、そんなふうになっております。

平成に入って以降の県の道路事業費の推移というものをここでお知らせしたいと思いますが、この道路事業費全体は、平成10年度の道路全体事業費が1,469億円という額でございました。これが昨今のピークの年でありまして、平成29年度では601億円と、数

字を見ていただければおわかりのとおり、ピーク時の3分の1強というまで落ち込んでおります。高度経済成長期の潤沢な財源のもとで事業化をするということとはちょっと場面が変わってまいりまして、昨今では新規の事業化というのは大変厳しい状況であろうとは考えております。しかし、必要なものは必要であります。私どもとしては、今後、（仮称）新養老大橋の架橋は絶対必要なものだと考えておりますので、継続して根気強く要望活動をしてまいります。当該事業の有用性を訴えて、事業実施のタイミングを逃さぬよう、時期到来時には即時着手していただけるように努力してまいりたいと、そんなふう考えております。

なお、御質問にございました楡俣北部、四郷南部の基盤整備事業は、現状、計画どおり順調に推移していることを申し添えておきたいと思っております。

続いて、町長の補助金請求についての御質問についてお答えをいたします。

御質問の趣旨は、補助金を交付する団体の長が町長になっていて、補助金の交付請求を実質的に町長から町長へ行うというのはいかかなものかと、そんな御指摘だったと思います。これにつきましては、確かに国・県等関係機関への補助金申請や請求は、地方公共団体の長である町長が行うという、国・県等関係機関の規則や要綱で定められている場合もありますので一様ではないんですけれども、少なくとも当町内での補助金については申請名義人が町長である必要もなからうと、そんなふうに思っております。事務上の問題としても見直しをさせていただきたいと思っております。

なお、現在、町内の各種団体への補助金交付団体数は65団体、そのうち町長が代表もしくは会長の任になると定めている団体の規約等は4団体となっております。それぞれの組織の性格上、町長が代表となるべきものもございましてけれども、これらの団体運営については、私自身も町民の皆様や関係機関の御支援のもと、真に自立した運営がなされること、それが一番大事であろうと思っておりますし、そのように運営されることを期待もしているところでございます。

以上で、古田議員に対する一般質問の答弁とさせていただきます。

（2番議員挙手）

○議長（田中政治君）

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

一番最後に答えていただいた補助金団体が4団体あると申されましたが、その4団体の名称を教えてくださいませんか。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

この4団体は、先ほど御質問の中にもございました地域公共交通会議、それからふれ

あいフェスタ実行委員会、それから薩摩義士顕彰会、そして青少年育成町民会議、以上の4団体です。

(2番議員挙手)

○議長(田中政治君)

2番 古田東一君。

○2番(古田東一君)

いずれの団体も、今お聞きするところ、町長就任以前にできておったような団体だと思います。引き続き、そのまま続いておるとのことだと思いますが、そういった規約の見直しも行うべきではないかということで、そういった組織をつくって規約の見直しをしてみてもどうでしょうか。

○議長(田中政治君)

町長 木野隆之君。

○町長(木野隆之君)

適切な時期に適切な方法で見直しについて議論することは当然だと、私自身も思っております。その結果は会議の中で決められていくものだというふうに思っております。

○議長(田中政治君)

次に、1番 上野賢二君。

○1番(上野賢二君)

続いて質問いたします。

安八スマートインターの開通について。

構想から11年を経て、3月24日に安八スマートインターが開通いたしました。このスマートインターの設置により安八町に期待される整備効果として、高速道路の利便性向上による既存企業の発展と企業誘致の促進、高速道路へのアクセス性向上による揖斐川・長良川渡河部の交通分散、スマートインター設置による災害や緊急時における緊急避難経路の確保、観光施設(安八百梅園)へのアクセス性の向上と観光誘致圏の拡大、地域の活性化などが上げられております。

このスマートインターは、安八町の最南部に位置し、輪之内町の北部玄関口に隣接していることから、本町にとりましても同様の効果が期待されます。

開通後の状況は、利用見込み台数を上回る利用があると聞いております。本町並びに海津市方面への流入はどの程度あるのか、見きわめる必要はありますが、本町へのアクセス、利便性は、確実に向上したことは間違いのない事実であります。それを本町のPR、認知度の向上に最大限生かすための施策として、2点御提案を申し上げます。

1点目は、県道219号安八・平田線と県道220号安八・海津線の安八町との町境に本町への歓迎とPRを兼ねた巨大看板を設置して、本町の存在アピールと認知度の向上を図ってはいかがでしょうか。

町行政の努力により本町の知名度は徐々に上がってきておりますが、まだまだ十分とは言えません。3月17日から18日の2日間、名古屋市久屋大通公園エンゼル広場にて行われました「旅まつり名古屋2018」に輪之内町として商工会観光委員会が出店参加し、輪之内町についてアンケートを実施しました。「岐阜県輪之内町を知っているか」「輪之内町は輪中地帯にあることは知っているのか」の問いに、約半数の人が「知っている」と回答がありましたが、アンケート対象者の約9割が名古屋市を主とした隣県の愛知県と岐阜県の人であることや、町名は知っているが、具体的にどこにあるのかわからないという人が多く、いわゆる認知度が低いことから、決して高い数値とは言えないのではないかと思います。参考までに、平田町のお千代保稲荷は、ほとんどの人が知っており、輪之内町はその北隣の町であると説明せざるを得ない状況でありました。

2点目は、ザ・ビッグ輪之内店の敷地を利用して、道の駅風ロードオアシスの設置を検討してはどうでしょうか。

もちろん、イオングループとの交渉の上でのことになりますが、共存共栄を求めて提案をしてはいかがでしょうか。ザ・ビッグ輪之内店は、県道219号安八・平田線の沿線上であり、安八スマートインターから3キロ、車で約6分の絶好の位置にあります。

ロードオアシスとは、休憩施設として、ドライブの疲れをリフレッシュしてもらい、事故防止に資すると同時に、道路や観光情報、地域の物産の提供、地域交流の場としても活用できる施設であり、全国的にも民間商業施設に併設されたロードオアシスや道の駅は少なからずあります。このロードオアシスは、輪之内町のPR、認知度の向上に大きく寄与する施設になり得ると考えます。認知度の向上なくして輪之内町の発展はあり得ないと思います。

以上、安八スマートインターの開通に伴う本町の今後の施策、方向性について、町長並びに執行部のお考えをお尋ねいたします。よろしくお願いします。

#### ○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

#### ○町長（木野隆之君）

上野賢二議員からは、安八スマートインターチェンジ開通における2点の御提案をいただきました。順次、その御提案についての考え方をお答えさせていただきます。

まず、1点目の御提案、これは町のアピールと知名度向上についてということであり、まず、議員の御指摘のとおり、「輪之内」という名前と場所を完全に知っているという観光客はそれほど多くはなく、結果として知らないということは輪之内町へ足を運ぶ可能性は極端に低い、そういう認識はあながち間違っていないんだろうと思います。

町としては、そういう状況に対応して何とか知名度を上げようということで、町外でのイベント、物産展、ホームページや記者発表などの情報発信というのを心がけており

ますけれども、まだまだ十分でないという思い、そのことについては上野議員と認識を異にするものではないと思っております。

この3月に安八スマートインターチェンジが供用開始となり、輪之内町へのアクセスが向上した今、これをチャンスとして捉えて、町としてもこれまで以上に輪之内町の知名度を上げる努力をする必要があると考えております。

同スマートインターを利用して町内に向けて移動される方向けに看板の設置も、その手段の一つとして有効であろうと考えております。言わずもがなでありますけれども、その設置場所や効果について、十分な事前調査をする必要があるものと考えております。御提案のありました219号、220号の町境界上への設置も、当然その候補の一つとしてなり得るものだと考えております。

いずれにしても、有効な看板の設置のあり方について十分検討してまいりたいと、そんなふうに考えております。

続いて、2点目の御提案に対してでございます。イオンタウン輪之内ショッピングセンターで観光や交流の拠点、休憩場所としての活用はどうかという、そんな御質問の趣旨と受けとめました。ほぼほぼそれと同じような趣旨でホッとステーション「わのうち」というのが既にオープンして、活動を開始しております。

上野議員も御承知のとおり、ザ・ビッグ輪之内店を核としたイオンタウン輪之内ショッピングセンターは、町民にとって重要な日用品等の買い物をする場所であると同時に、町外からもたくさんの人を集客できる場所でもあります。このような場所を観光や特産品販売、交流の場として活用できるのであれば、当然にこれは活用していくべきものだと考えております。

ショッピングセンターを管理しているマックスバリュ中部においても、同ショッピングセンターの活性化を図るべく、現在休止しております旧マックスバリュ棟を新しい業態でオープンすべく、今、準備を進めておられるようであります。

8月には「モリワク・マーケット」という、山を俯瞰して見るをコンセプトとし、山のような起伏を設け、芝生の上で寝転んだり、腰かけたりすることができる施設がオープンをする予定であります。飲食を中心とした物販コーナーも設けられ、20店舗程度が入ると聞いておるところでございます。入場は、現在のところ無料ということで、家族連れを中心としてショッピングセンター自体の集客にも大きく貢献するのではと考えております。

もちろん、町としてはマックスバリュとの協議を行った上で、このような施設のオープンを機に、既に賃借して事業を行っております、先ほどのホッとステーション「わのうち」も含めて、町の情報提供や物産品の提供、交流の場として積極的に活用していきたいと、そんなふうに考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたしまして、上野議員に対する一般質問の答弁とさせていただきます。よろしくお願いま

す。

(1 番議員挙手)

○議長（田中政治君）

1 番 上野賢二君。

○1 番（上野賢二君）

いずれも前向きな御答弁でありました。ありがとうございます。

まず、看板の設置でございますが、当然ここが輪之内町ということとか、輪之内へようこそとか、そういった歓迎看板というのはいろんなところで見かけるわけでございますが、並みのといいますか、普通の看板ではそんなにインパクトがない。だから、あえて巨大というふうに書かせていただきましたが、おうっと声が出るくらい大きな、本当にインパクトのある看板をつけていただくように改めて要望をいたします。

それから、ザ・ビッグ輪之内店の敷地にロードオアシス的なものをということでございますが、本来は、前から言っていますように輪中堤付近、私はそちらの開発が一番の要望でございますが、それにはいろんな問題もあるということで、なかなかそういう方向に向かないわけでございますが、であれば、このビッグの敷地、駐車場も西のほうなんかは絶えずあいています。で、そちらあたりに何か有効的な、輪之内町の拠点といいますか。

それから、いろんなPRですとか、今、観光的な施策を行っていくのに、やっぱり拠点というのは絶対必要だろうと思うんですね。拠点が無いのにいろいろやっても、本当に中途半端なことになりますので、やはり大きな拠点というものをつくっていくと。

先ほどホッとステーションというお話、既に行っているということですが、土・日にも観光委員会がそこを利用してPRを行っているということですが、はっきり言って、全く体をなしていないといいますか、そこにあることすら知らない。

で、お話を聞いていますと、時々顔を出される、ここは何をやっているのというようなことからスタートするというお話を聞いています。それでは、せっかくそこに拠点的なものをつくっておいても何の意味もない。もう少しこのホッとステーションの中のいろんな形といいますか、中を考えていただいて、そこに立ち寄っていただけるといような場所にならないと、今、ある程度お金を使って人を雇ってやっておるわけですが、全く効果がないということだろうと思いますので、この辺も含めて、今後、拠点づくりといいますか、輪之内の情報発信基地ということで、さらなる展開をしていただきたいというふうに思います。ここら辺のお考えはどうなんでしょうか。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

何点かの再質問をいただきました。



まず、巨大看板をどうするのという話ですが、看板というのは、要はそれを見る人にアピールするという効果がなければ何もないわけでありますから、それが大きければアピールする効果の一つであろうと思いますので、そういう大きさも含めて、それから先ほど申しました場所も含めていろんな検討をしていく中で、その看板設置というものを早急に考えていきたいなど、そんなふうに思っております。

外から見るという意味においては、例えば名神高速道路を通っている人から、ここが輪之内だというような看板があることも一つでしょうし、そういう意味では企業さんの御協力を得て、町内へ進出しておりますエフピコさんに「ようこそ輪之内町へ！」というでかい文字を表示していますが、特にあれは西向きに走ってくる人から見ると非常によくわかるということで、ああ、ここが輪之内かというようなことで、結構話題にもなったようではありますが、それと一緒に、要はその看板の設置を通じて輪之内というのが話題に上るような状況、そういう看板を何とかしてつくっていききたいなど思っております。それについては方向性を議員と異にするものでもございませんので検討してまいりたいと、そんなふうに思っております。

それから、次に、言ってみれば輪之内の拠点はどこにつくっていくのかという話でございます。今、観光の一つの場所として本戸の輪中堤というのを、桜堤であり、アジサイの場所であるということで売り出しております。いろんな話題の中であの辺の開発はどうかというようなこともございますけれども、なかなか費用対効果等々を考えますと、急速にそこに何かを投入するという状況になっておりません。徐々にやっていきたいと、そんなふうに思っております。

それから、イオンの輪之内タウン、特に旧店舗だけじゃなくて駐車場の西のほうがあいているんじゃないかというようなお話でございます。これについては、旧マックスバリュ棟のリニューアル展開とあわせる中で、私どもとしてもあそこが少なくとも拠点の一つであることは疑いのない事実だと思っておりますし、そういうふうに発展してもらわないと、私どももなかなか活性化、かけ声倒れになってしまいますので何とかしたいなあということでございます。当然、マックスバリュ中部という所有者との連携が必要になってまいりますので、今まででもいろんな形でお話をさせていただいておりますが、私どもの新しい拠点としての考え方も含めて話し合いをさせていただくことも必要かなと、そんなふうに思いました。

いずれにしても、そういった地域振興の拠点についての思いというのは皆さんお持ちでございますし、我々もそれをやはり何らかの形で実現したいなあという思いは同じでございますので、これから具体的な検討をする中で皆様方の御意見も頂戴しながら進めてまいりたいと、そんなふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

(1 番議員挙手)

○議長（田中政治君）

1番 上野賢二君。

○1番（上野賢二君）

ありがとうございます。

話はこれからずれるかもしれませんが、私、観光のほうの商売を前やっております、団体でバスで走っております、昼食場所をよく探すわけですが、その中でインターから大体10分以内のところに魅力的な食事場所があると、経路途中であっても、そのインターからおりてそこで食事をしたり、ショッピングをしたりして、またインターへ入り直すというようなことは全国的にも多々あるわけですね。私もそうやってある程度距離を走るときには、なかなか高速道路のサービスエリアで団体食をとるということは少ないですね。インターからどこかを、ちょうどお昼ごろにそのインターをおりて、いい食事場所はないかと探すんですね。それは条件的には10分以内です。10分以上離れていまずと、ちょっと二の足を踏むんです。

そういったこともございますので、そういった施設を町独自でつくるのは難しいかと思いますが、民間誘導するとか、そういったことをどこかでお話をされれば、また安八のスマートインターからおりて輪之内町に入ってきて、輪之内町内で食事、ショッピングをしていくというようなこともございますので、そういったこともひとつ頭の中に置いていただければというふうに思います。

それと、認知度の向上なくして輪之内町の発展はあり得ないというふうに申し上げましたが、やっぱり人がいる、人が集まってこないところに発展はないと思いますので、いかにしてこれから輪之内町に人を残せるのか。これは移住、住むことにもかかわってくると思うんですね。とにかく認知度がないところに人は来ないということだろうと思いますので、これからも、町長も今までいろんなイベント、それからいろんなことをされて、輪之内町の知名度アップに貢献をされておるといふことだと思っておりますが、さらなる認知度のアップに努めていただきたいというふうにお願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

引き続きお尋ねいたします。

私は給付型就学援助金の創設について、まず伺いいたします。

先日の選奨生選考委員会では、今年度の希望者はゼロということでありました。その要因が、進学希望者の生活に経済的余裕ができたためということならば非常に歓迎すべきことであります。しかし、借りても返せないからというような理由であるとするなら問題だと思っております。

奨学金の希望者がなかったことについて、町長はどのように分析しておられるのか、

まずお伺いいたします。

現在でも返済が滞っているケースも見られるようですが、学校を卒業しても、必ずしも希望する職業につけるものではなく、安定した収入が得られるとは限らず、学校を卒業すれば生活が楽になるというものではありません。経済的理由で進学できないということは問題があると思います。

この問題を解決するためには、給付型の奨学金制度の創設が求められていると思います。今、国のほうでも給付型奨学金を来年度予算編成に検討されているように聞いております。

当町においても、この奨学金の貸与から給付へ移行していくべきではないでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

また、輪之内町修学助成事業奨学金支給基金の活用も近年はほとんどないように思いますが、なぜ利用がないのか、その理由をお聞かせください。

条例では、基金は一般財団法人国際クラブの寄附金その他の収入をもって充てるとなっております。この収入状況はどのようになっているのか、お伺いします。

この修学助成事業が永続的な事業であるならば、その財源を不安定な寄附金のみ reliant するのでなく、町の一般会計からも必要額を補填するようにはどうでしょうか。前向きな答弁をお願いいたします。

続きまして、生活保護の捕捉率の向上についてお伺いします。

最近の新聞報道で、生活保護基準以下の所得で暮らす世帯が厚生労働省の推計で2016年は705万世帯あり、そのうち実際に生活保護を利用していた世帯は、22.9%の161万世帯しかないことがわかったという報道がありました。

厚労省は、立憲民主党の議員の要求に応じて資料を作成し、5月29日の参議院厚生労働委員会に提出されたということであります。

また、日本弁護士連合会のリーフレットでは、生活保護の捕捉率、すなわち生活保護を利用する資格のある人が実際に利用している人の割合が、イギリスの87%、ドイツの85%と比べ、日本は19.7%と著しく低いと指摘しております。

これは、日本では生活保護は恥との意識や、生活保護制度が正確に知らされていないこと、また役所に行っても間違った説明で追い返される「水際作戦」が横行していると指摘しております。

生活保護基準は、憲法25条で保障された健康で文化的な生活を送るために、これ以上の貧困があってはならないという最低ラインを定めたもので、捕捉率が低いということは、この最低ライン以下の生活を多くの人が強いられていることを意味しており、憲法の趣旨にも反すると思います。

生活保護の捕捉率向上は、行政にとって欠かせない課題だと思いますが、生活保護の捕捉率向上について町長はどのように考えておられるのか、見解をお伺いします。

当町における生活保護受給者の実態については、一昨年9月議会でもお聞きしましたが、その時点の生活保護世帯数と人数は、14世帯、14人ということでしたが、今年の国保運営協議会の資料を見ますと、国保加入世帯の平均所得はさらに低下しています。生活保護世帯はふえているのでしょうか。

現在、生活保護基準以下の世帯数は何世帯で、その捕捉率は何%になっているのか、お伺いします。

町長は、国保の7割軽減世帯と生活保護世帯とは直接的にリンクしているものではないと言われました。しかし、所得が少なくても生活保護世帯と認定されなければ、国保の加入者であれば国保の7割軽減世帯になると認識しております。国保以外の医療保険加入者で所得が国保の7割軽減世帯並みの世帯は存在するのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

森島正司議員から2点の御質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

1点目、給付型就学援助金の創設についての御質問にお答えをいたします。

まず、現在、町では選奨生奨学金貸与条例に基づいて、学業成績が優秀であり、かつ心身が健全であって、経済的理由により大学や専門学校等への修学が困難な者に対し、無利息で奨学金を貸与しております。今年度の貸与者は、昨年からの継続希望者で、大学生2名であります。

新規の申請希望者がなかったことについてお尋ねでございますけれども、近年、貸与希望者が減少傾向にある要因として、企業、もしくは各大学が独自で実施している給付型奨学金や、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度等を利用しているのではないかと推測はしております。

目指す大学等に予約型の給付奨学金制度があれば、受験前、もしくは入学手続前に奨学金の情報を得ることができることから、学生は、より身近に申請できる制度を利用しているのではないかと受けとめております。

また、就職につながる奨学金制度もございます。おのおのが条件に合った有利な制度を選択し、安心して学ぶ機会を確保できるよう、当町としても現行の奨学金貸与制度を継続しつつ、各制度の掌握、国の低所得世帯への大学学費無償化の動向等を注視してまいりたいと思っております。

御質問にございました町の給付型奨学金制度の導入につきましては、そういったいろんな奨学金制度全体を俯瞰した上で、その必要性の有無も含めて検討してまいります。

また、輪之内町修学助成事業奨学金支給基金の活用については、一般財団法人国際クラブの寄附により平成17年度から26年度まで、学費の支弁が困難な高校生等に対し、修

学に必要な資金を支給してまいりました。平成27年度以降は寄附もございませんが、町民からの問い合わせもない状況となっております。

平成29年度末の基金の残高は216万1,000円となっております。この基金の運用につきましては、寄附者の意向を尊重しつつ、高校修学時の給付金として、今後、有効に活用すべく検討をしてまいりたいと思っております。

次に、第2点目の生活保護の捕捉率向上についてお答えをいたします。

生活保護の捕捉率というのは、本来生活保護を受給できる方のうち、実際に受給している方の割合と、そんなふうに理解しております。現実には生活保護の支給決定がされる場合においては、所得以外の判断要素として、保有する資産の評価額、親族からの扶養や当人の稼働能力の有無等の条件がございます。そういう意味で、そもそも受給要件を満たすかどうかは個別審査を実施しないとわからないという、そういった技術的な問題がございます。捕捉率の推計というのは、ある意味非常に困難なものだと考えております。

議員の御質問にございました厚生労働省の推計数値や日弁連の数値、これはある一定のみなし条件のもとに推計された参考値であろうと受けとめております。

私としましては、正確な数値が算定しづらい捕捉率の向上をいたずらに目標に掲げるのではなくて、現実には資産もなく、扶養義務者等からの支援もなく、かつ働くこともできずに、真に生活に困窮している方に、生活保護法第3条に規定するところの健康で文化的な生活水準を維持できる保障を提供するのが本来のあるべき姿であろうと、そんなふうに考えております。

次に、生活保護者の世帯は増加しているかどうかとの御質問でございます。今年の6月1日現在の保護者数は、12世帯、13人でございます。一昨年の数値からは減少しております。

なお、生活保護基準以下の世帯は、何世帯で、捕捉率何%かの御質問でございますが、冒頭で申し上げたとおりの事情がございますので、有効な捕捉率の把握というものは、やはりある意味困難だと考えております。

生活保護の決定は、最終的には、福祉事務所を置かない町村の場合は県が行うこととなっており、要保護者、その扶養親族、またはその他の同居の親族の申請による申請保護の原則で実施されておるところでございます。町としては、民生委員児童委員からの生活困窮者の情報提供等があった場合には、県福祉事務所とともに相談に応じ、さきに述べたような預貯金や生命保険を含む資産の活用、扶養義務者の援助等の状況をお聞きし、生活保護要件を満たすと判断された場合、これは生活保護の申請へとつなげておるところでございます。

御質問の最後に、所得が少なくても生活保護世帯と認定されないときの扱いとして、国保加入者であれば保険税が7割軽減になると認識されているとのことですが、確かに

所得が33万円以下の世帯であれば、そのように軽減をされます。

国保以外の医療保険加入者で、所得が33万円以下の世帯は存在するののかとの御質問がございました。これについては、年金のみが唯一の収入のひとり暮らし、もしくは高齢者のみの世帯の方で後期高齢者医療の被保険者であれば、所得として33万円以下の世帯は存在します。

定期的に捕捉率を調査、公表し、向上に努めることを盛り込む生活保護法の改正、これを提起している政党があることは承知しております。ですが、生活保護の可否は、先ほど申しましたとおり、所得のみで判断できないものであることも御理解をいただきたいと思います。

人には生活が苦しいことを言い出せない方が存在するのではないかと、こんなことを危惧しております、この件に関しては同様の認識を持っておりますが、そうであるからこそ、地域での支え合いの中から情報提供していただければ、それが適切な解決につながるのではないかと考えております。小規模自治体ということでもございます。お互いがお互いを思いやることができる地域づくり、これは住んでいてよかったと言えるまちづくりにつながるものと考えております。どうか御理解を賜りたいと思います。以上であります。

(9番議員挙手)

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず、奨学金の希望者がゼロということについて、その要因ですけれども、ちょっと今、明確に理解できなかったんですけれども、申しわけないですが、なぜゼロだったのかということについて、いろんな要因があるというようなことですけれども、経済的にゆとりが出てきたというふうに解釈してもいいのかどうか、その辺のところの見解を、進学希望者の経済性について、改めてお伺いしたいというふうに思います。

それから、今後の進め方ですけれども、給付型の奨学金制度の創設について検討するというような御答弁があったかと思えますけれども、具体的にどのようにそのことを検討していこうとされているのか、もう少し詳しく御説明願えたらと思います。

それから、一般財団法人の寄附金を当てにしての修学援助金の支援基金の問題ですけれども、これも最近は収入がないというようなことをお伺いしましたけれども、これについても、やはり希望者はあると思うんです。あると思うけれども、予算的なこともあってなのかもしれませんし、それからあとPRが十分なされていないということではないかと思うわけですが、現在、216万円ほどあるということですのでけれども、もっとこれを有効に活用していかなきゃならない。もっと積極的なPRを行って、十分な勉学を勧めていただきたい。そういう努力が行政としても必要ではないかというふうに思うわけ

ですけれども、今後の修学助成事業はどのように、現状のままなのか、あるいはもっとPRを強めていくというようなことをするのかどうかということをお伺いしたいというふうに思います。

それから、生活保護の問題につきまして、町民の所得水準というのは、国保の資料を見ましても7割軽減世帯がふえていると、所得が低下しているというのが実態としてあらわれているわけですが、これが生活保護世帯を見ると、今の答弁でもありましたように、受給者は減少している。ということは、所得が少なくなっておつても、実際に生活保護を受ける方が少なくなっている。ということは、町民の皆さんは、苦しくても我慢させられているということに結果としてはなっているんじゃないかというふうに思うわけですが、そういうところから今の捕捉率を調査することは困難だと言われましたけれども、やはりそういう制度の恩恵を受けられない人がたくさんいるようでは、ふえてくるようではまずいことになると思うわけであります。

したがって、そういうところに対する手当てをどのようにしていくか。現実には所得が低下しているのに生活保護世帯が少なくなっているということは、町民に我慢を押しつけているということになるわけでありますけれども、その辺の改善をしていかなければならないと思うわけですが、その辺のどのような施策を考えておられるのかということをお伺いしたいと思います。

#### ○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

#### ○町長（木野隆之君）

何点か再質問いただきました。お答えをさせていただきたいと思います。

まず、奨学金の申請がなかったのは何が原因なのかと、経済的な要因で余裕が出てきたのならしいがというような、そんな趣旨の御質問だったと思います。必ずしも、何かというような特定の状況の中でこういう希望者がいないという状況になったとは思いません。先ほども答弁の中で申し上げましたが、いろんな奨学金の制度というものがたくさん出てきております。当然のことながら、給付型でない限り、返済も含めて考えますと、やはり返済のしやすい制度を利用するというのは当然のことですし、そういったことを考えながら、個別事情に応じて利用について考えた結果、今年に関しては私どもの貸与型奨学金については継続以外の利用がなかったと、そんなふうに思っております。

それから、給付型奨学金の取り扱い、具体的にどのように検討するのかという話だったと思いますが、先ほど答弁の中で申し上げましたとおり、最近には国に、県も含めてですが、いろんな制度ができてきております。したがって、その幾つかの制度の中で、我々が町としてやるべき奨学金のあるべき姿というのは何なんだろうということをもう少し具体的に踏み込んだ検討が要るだろうと、そんなふうに思っています。

もちろん、どんな時代も奨学金のニーズがなくなることはないと思います。そういう意味では、きちっとした制度的対応をしていくことは必要であろうと思っております。検討をさせていただきたいと思います。

なお、給付型奨学金につきましては、そういった全体の中の位置づけがございますので、町としての給付型奨学金の有無も含めて検討してまいりたいと、先ほど答弁でも申し上げたとおりでございます。

その中で、これは結果がどういうふうになるかわかりませんが、どうしても町として給付型奨学金が必要だという判断がされれば、これは一般寄附だけに頼るのではないと、そういった財源措置も含めて当然考えるということでございます。

それから、今、基金に残っております216万の活用についてでございますけれども、これは確かに我々が基金としていつまでも持っている性格のものではありません。したがって、この部分につきましては、有効活用を早急にさせていただきます。

それから、生活保護関連についてのお話がありました。詳細は担当課長から説明させますけれども、私が最後に言いたかったのは、捕捉率云々という話もございます。それはかなりマクロな数字として、国とか県とか大規模団体の施策の方向性を決めていく一つの根拠になり得ることは否定をしませんけれども、私どものような小規模町村でマクロで捕捉率が云々という話よりも、先ほど冒頭の答弁で申し上げましたけれども、要は個別にきっちりとして所得を把握し、その他の状況を把握する中できちっとした対応をしたほうが、そのほうがベターだということを申し上げたつもりです。率で下がったから云々と申しましても、これだけ対象者が少ない状況では、1件ふえたり減ったりするだけで捕捉率云々という話が吹っ飛ぶほどの勢いが出てきますので、それは捕捉率で考えるんじゃなくて、現実に保護を必要とする人についてどのように考えるべきかという、もう少し現場密着型の判断で考えていきたいということを申し上げたつもりでございます。

いずれにしても、いろんなことを生活保護に言われておりますけれども、確かに憲法25条にも最低限の生活の保障ということは書いてございます。その趣旨を体しながら、今後も生活保護制度の適切運営に努めてまいりたいと思っておりますし、実際の判断権限を持っております県の福祉事務所にもその旨は申し上げていきたいと、そんなふうにしてまいります。

私からは以上です。

○議長（田中政治君）

福祉課長 菱田靖雄君。

○福祉課長（菱田靖雄君）

先ほどの森島議員さんからの御質問にお答えをさせていただきます。

輪之内町の場合ですと、保護申請の実施機関は県になります。



保護の相談につきましては、本人さんがみずからいらっしゃる場合と親族の方がお見えになる場合がありますけれども、相談は、まずもって福祉課の窓口にお見えになります。その際ですけれども、県へつなぐため、生活保護制度の説明と幾つかの項目についてお聞きをするわけですが、その中の項目の一つに本人の意思確認というのがあります。その本人の意思確認といいますのは、その方の尊厳を守るといいますか、親族の方が強制的に生活保護にするというのを避けるための聞き取り項目でございますけれども、そういった手続を踏みまして県のほうへ進達するわけですが、所得が下がっているにもかかわらず生保も減っていると、我慢させているのではないかとということでございますけれども、まずもって本人様の意思がございますので、それを尊重して手続をしているものでありますし、それから何かしらのデータでもってこちらから、現在、おたくは生保を申請されてはどうかということはやっていないわけですが、そうは言うものの、その世帯の方からの申し出がなくても、地域には区長さん、それから民生委員さん、福祉委員さん、そういった方がいらっしゃいます。そういった方とのネットワーク、横の連携を密にしながら、生活保護の把握に、もしくはその申請手続に努めていきたいというように考えております。以上です。

(9番議員挙手)

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

町民の所得状況ですけれども、当初の質問の中でお聞きしましたけれども、国保の7割軽減世帯がふえているということを見ますと、町民の低所得層がふえているのではないかと、その実態についてはどうなのかと。

ふえているにもかかわらず生活保護世帯が減っている、これは今、福祉課長のほうから、本人の尊厳を守るために、本人の意思がなければというような説明がありましたけれども、実態は、そういう所得が低下しているという事実はどうなのかと、その辺をお伺いしたい。

その所得が低下しているにもかかわらず生活保護世帯が少なくなっているということは、これは本人の意思で生活保護を受けていないだけのことなのかというふうな考え方なのかどうかということをお伺いしたい。

仮にそうだったとした場合に、本人が生活保護を受けたがらないということは、生活保護家庭に対するバッシングといいますか、そういう風潮があるのではないかと。生活保護を受けることは決して人権を侵すものではないわけですし、人間の、国民の生きる権利として生活保護を受ける権利があるわけですから、その権利を放棄するということ、町民にそれを放棄させているということになるわけですが、個人の尊厳ということとの関連でその辺をどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中政治君）

福祉課長 菱田靖雄君。

○福祉課長（菱田靖雄君）

まず、本人の意思によるのかという御質問ですけれども、はい、本人の意思を尊重しております。

それから、生活保護に対する風潮ということですが、そういったことは確認しておりません。何か悪い風評があるというふうにも聞いてはおりません。

それから、所得の関係でございますけれども、国保におけます7割軽減の該当者は、人数はふえてはおりますけれども、全体の所得そのものにつきましては、1人当たり5,000円ほどふえているようであります。以上です。

○議長（田中政治君）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時17分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（田中政治君）

日程第3、輪之内体育センター大規模改修工事特別委員会の設置についてを議題といたします。

本年度実施予定の輪之内体育センター大規模改修工事について、8人の委員で構成する輪之内体育センター大規模改修工事特別委員会を設置し、これに付託して調査することにしたいと思っております。

なお、本委員会は、議会の閉会中でも調査・研究できるものとし、議会が本調査の終了を議決するまで継続して行うものとする。以上でございます。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第3については、質疑・討論とも省略し、直ちに採決をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第3、輪之内体育センター大規模改修工事特別委員会の設置については、直ちに採決することに決定をいたしました。

お諮りします。

輪之内体育センター大規模改修工事について、8人の委員で構成する輪之内体育センター大規模改修工事特別委員会を設置し、これに付託して調査することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前10時32分 休憩)

(午前10時34分 再開)

○議長(田中政治君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま設置されました輪之内体育センター大規模改修工事特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、輪之内体育センター大規模改修工事特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

これより輪之内体育センター大規模改修工事特別委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

(午前10時34分 休憩)

(午前10時34分 再開)

○議長(田中政治君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

輪之内体育センター大規模改修工事特別委員会の委員長及び副委員長を報告します。

委員長 小寺強君、副委員長 森島正司君です。

---

○議長(田中政治君)

日程第4、議第25号から議第27号までを一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第1日目に提案説明、議案説明を受けた後、総務産業建設常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまから総務産

業建設常任委員会委員長に審査の経緯並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 古田東一君。

#### ○総務産業建設常任委員長（古田東一君）

総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

平成30年第2回定例輪之内町議会において本委員会に審査を付託されました案件について、6月11日午前9時30分より協議会室において全委員8人、執行部側より町長初め各関係課長ほか関係職員出席のもと、審査をいたしました。

その経緯と結果を御報告いたします。

初めに、議第25号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）について、荒川経営戦略課長から説明を受けました。

企業立地促進奨励金交付事業で交付金の額が5月8日に確定し、不用額が発生したものであり、面積等についての質問があり、額の詳細については、個人情報という制約がありますが、株式会社エフピコ、すぎやま工業株式会社の2社分で、面積は、株式会社エフピコが約1万9,000平方メートル、すぎやま工業株式会社が約3万7,000平方メートルとのことでした。

次に、田内土地改良課長の説明を求め、目、農地費総務費、節、職員手当等は、1回2時間の会議、2名分の時間外勤務手当分であり、楡俣北部区基盤整備に32回、四郷南部基盤整備に16回分を予定している。楡俣北部区については、間もなく認可（許可）がおりてくる予定であるとのことでした。

討論はなく、採決の結果、異議なしと認め、議第25号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）については、可決すべきものと決定しました。

次いで、委員長席を小寺強副委員長と交代し、議第26号 平成29年度輪之内町水道事業の決算の認定について及び議第27号 平成29年度輪之内町水道事業の剰余金処分についてを一括議題とし、近藤課長より説明がありました。

主に滞納処分についての質問が多々あり、行方不明者以外、支払う意思を確認しているので滞納をなくすように努めるとのことでした。

修繕費では、里地内の漏水対策や、大藪地区でメーター交換1,117件を行ったとのことでした。

議第26号 平成29年度輪之内町水道事業の決算の認定については、討論はなく、採決の結果、異議なしと認め、原案のとおり認定すべきものと決定し、また議第27号 平成29年度輪之内町水道事業の剰余金処分についても討論はなく、採決の結果、異議なしと認め、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

閉会は10時15分でした。以上であります。

#### ○議長（田中政治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議第25号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算(第1号)についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第25号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決をされました。

これから、議第26号 平成29年度輪之内町水道事業の決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第26号についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第26号 平成29年度輪之内町水道事業の決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これから、議第27号 平成29年度輪之内町水道事業の剰余金処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第27号についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第27号 平成29年度輪之内町水道事業の剰余金処分については、委員長報告のとおり可決をされました。

---

○議長(田中政治君)

お諮りします。

次期議会(定例会までの間に開かれる臨時会を含む)の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

---

○議長(田中政治君)

これで本日の日程は全部終了しました。

平成30年第2回定例輪之内町議会を閉会いたします。

8日間にわたり極めて熱心に審議され、全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことに対し厚く御礼を申し上げます。大変御苦労さまでした。

(午前10時42分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年6月14日

輪之内町議会 議長 田 中 政 治

署名議員 高 橋 愛 子

署名議員 北 島 登